

令和 8 年度

高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業

募集要領

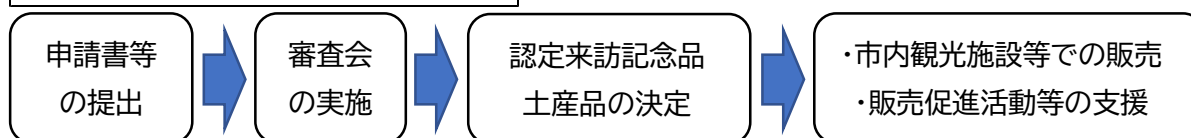
令和 8 年 5 月作成

高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 高崎市商工観光部観光課内
電話番号 027-321-1257

I 概略(申請書の提出から認定までの流れ)

申請書等の提出から認定までの流れ



1 申込書の入手

- ・入手方法:高崎市観光課及び一般社団法人高崎観光協会のホームページからダウンロードしてください。



2 申請書記入、申請

- ・本募集要領や事業要綱を確認のうえ、申請書及び事業計画書等をご準備いただき、募集期間内に事務局に郵送もしくはメールにて提出してください。

【申込書類提出先】 高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会事務局
〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1 高崎市商工観光部観光課内
E-mail:kankou-oguri@city.takasaki.gunma.jp

※郵送の場合は、簡易書留等の追跡が可能な方法で郵送してください。



3 審査

- ・提出資料をもとに、高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会で適宜審査を行います。
 - ・必要に応じて追加書類の提出や説明を求めたり、確認のために連絡することがあります。
- ※審査前に認定を受けたい来訪記念品・土産品等の実物を提出していただきます。



4 認定来訪記念品・土産品等の決定

- ・審査の結果、通知書にて、認定または不認定の通知をします。



(以下、認定された場合のみ)

5 市内観光施設等での販売及び販売促進活動等への支援

- ・認定後、速やかに市内観光施設(相間川温泉ふれあい館、はまゆう山荘、道の駅くらぶち小栗の里、高崎じまん等)及び市内外のイベントにて土産品の取扱いを行います。
 - ・高崎観光協会や高崎市ホームページでの商品紹介、その他販売促進活動に対して積極的に支援を行います。
 - ・認定来訪記念品・土産品等については、原則令和10年度まで活動を支援いたします。
- ※自社に販売所等がある場合は、積極的販売をお願いします。
- ※認定来訪記念品・土産品等には、必ず協議会で用意したロゴマークを使用してください。

II 本事業の概要

1 事業の目的

本事業は、地域資源を活用し、小栗上野介忠順(以下、「小栗公」という。)にちなんだ来訪記念品・土産品等を販売することで、小栗公の実績を市内外に広く周知するとともに、地域の魅力発信及び観光振興を目的とする来訪記念品・土産品等に対して支援を行います。

認定する商品は、一般消費される物や贈答、土産品として利用される商品等またはその他サービス等であり、小栗公及び高崎市をイメージできるものであることが条件です。

例:加工食品(ジャム等)、和・洋菓子(まんじゅう・クッキー等)、工芸品(木工品、扇子等) 食事メニュー、旅行商品、宿泊プラン、体験型コンテンツなど

2 事業内容

(1) 認定要件

- ①小栗公の名を広める来訪記念品・土産品等であること
- ②小栗公及び高崎市を連想させる名称・パッケージ等であること
- ③地域資源を活用すること
- ④安心・安全・高品質であること
- ⑤欠品することなく安定的な供給が可能であること

(2) 対象者

申請対象者は、群馬県内に事業所を有する事業者とします。

(3) 認定期間

認定日から令和11年3月30日(金)まで

III 申請手続き等

申込書等提出から認定までの流れ

※申請書類は、高崎市観光課のホームページからダウンロードしてください。

1 申請書等の提出

(1) 申請書類 以下の書類を提出してください。

提出書類	様式等
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業申請書	様式第1号
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業調書	様式第2号
土産品等の概要がわかるもの	申請書に添付
事業における各種許可証等の写し	営業許可証、食品衛生責任者等許可証などの写し
その他	会長が必要と認めるもの

※用紙サイズは日本産業企画 A4 判で統一し、左上1か所クリップ止め(ホチキス止めは不可)してください(片面印刷)

※審査前に認定を受けたい来訪記念品・土産品等の実物を提出していただきます。

(2)提出方法

申請書類一式を郵送もしくはメールにて提出してください。

提出部数:1部 ※書類提出先は P1を参照

(3)募集期間

令和8年11月30日(月)まで ※当日消印有効(郵送の場合)

(4)その他

・提出された申請書類等は、返却できません。

2 審査について

高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会による審査(審査項目は以下のとおり)の結果、「高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品審査結果通知書(様式3号)」にて認定または不認定の通知をします。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

※「他に商品登録されているもの」、「法令、公序良俗に反しているもの」と判断されるものは審査の対象となりません。

【審査項目】

・地域性	・商品性	・実現可能性	
・新規性及び創造性	・持続可能性	・PR 効果	・その他

3 認定来訪記念品・土産品等の変更または中止・廃止について

(1)提出書類

すでに認定を受けた来訪記念品・土産品等を変更または中止・廃止する場合、以下の書類を提出してください。

提出書類	様式等
高崎市小栗プロジェクト来訪記念品・土産品認定事業変更(中止・廃止)申請書	様式第4号
変更に関する書類	任意(変更後の状態がわかるもの)
その他	会長が必要と認めるもの

(2)提出方法

申請書等一式をメール、郵送もしくは持参してください。

提出部数:1部 ※書類提出先は P1を参照

IV その他留意事項

1 不正行為や法令違反等に対する処分について

認定後、申請内容等の不正が発覚した場合は、認定の決定を取り消すことがあります。

2 検査

認定来訪記念品・土産品等の製造状況確認や検査のため、当会が認定期間中に実地検査に入ることがあります。

3 認定来訪記念品・土産品等の提供

(1)品質確認ため、認定来訪記念品・土産品等の無償提供を求めることがあります。

(2)広告宣伝物制作等に使用するため、認定来訪記念品・土産品等の「無償提供」を求めますので、対応をお願いします。

4 パッケージデザインにおけるロゴの使用について

本事業で認定した来訪記念品・土産品等と分かるよう、必ず協議会で用意したロゴデータを使用したパッケージの制作をお願いします。

※ロゴデータについては認定後、各事業者へ支給します。

5 取材の協力について

認定来訪記念品・土産品等を PR するため、積極的に取材等の対応をしてください。

6 売上報告について

認定来訪記念品・土産品等の販売状況を確認するため、売上報告(自店・オンライン・イベント等)を年2回程度求めますので、対応をお願いします。

V お問い合わせ先

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1

高崎市小栗上野介プロジェクト推進協議会事務局(高崎市商工観光部観光課内)

担 当 : 原田、小鮎、御園生、高瀬

電 話 : 027-321-1257、F A X : 027-325-4879

E-mail : kankou-oguri@city.takasaki.gunma.jp